

## 平成 23 年第 2 回小城市議会臨時会提案理由

(平成 23 年 5 月 30 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 23 年第 2 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、議案第 34 号から議案第 39 号議案までの 6 議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについて 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税における課税限度額の基礎課税額を 1 万円引き上げ、51 万円とし、後期高齢者支援金等課税額を 1 万円引き上げ、14 万円とし、介護納付金課税額を 2 万円引き上げ、12 万円としました。

これにより基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額を合計しますと課税限度額が 73 万円から 77 万円となるものでございます。

この議案は、議会を召集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の暫定措置として 4 万円増額していた出産育児一時金の額を、子育て支援策として恒久化するための改正でございます。

この議案は、議会を召集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 36 号 専決処分の承認を求めることについて 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、4 月 27 日に地方税法の一部が改正されたため、小城市税条例の一部を改正いたしましたものでございます。

改正の内容でございますが、東日本大震災で被災され、資産に損害を受けた方の生活再建を支援するため、控除の特例を規定いたしました。

この議案は、議会を召集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、4 月 27 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございま

す。

次に、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて 平成 22 年度小城市一般会計補正予算(第 8 号)でございますが、平成 22 年度小城市一般会計補正予算(第 8 号)は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 4,409 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 192 億 2,693 万 4 千円といたしたものでございます。

補正の内容は、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税等の額の確定により財政調整基金及び減債基金からの繰入金を減額し、あわせて、歳出予算において、公共施設整備基金への積立金を計上いたしたものでございます。

それぞれの額が確定いたしましたのが、3 月末に掛けてのことで、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 3 月 31 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて 平成 23 年度小城市一般会計補正予算(第 1 号)でございますが、平成 23 年度小城市一般会計補正予算(第 1 号)は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ

622 万円 5 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 198 億 6,382 万 7 千円といたしたものでございます。

補正の内容は、平成 23 年 3 月 11 日発生いたしました、東日本大震災に伴う災害復旧・復興支援のために職員派遣をする経費を計上いたしましたものです。

4 月 19 日から職員を派遣するため諸資材の調達等が必要で、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 4 月 11 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 39 号 平成 23 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 7,600 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 54 億 1,558 万円とするものでございます。

補正の内容は、平成 22 年度小城市国民健康保険特別会計の決算が歳入の不足を生じることから、平成 23 年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

以上、この臨時議会に提案しております提案理由についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。